

## 大和市条例第21号

大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年大和市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大和市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第6条中「16,000枚を超える場合には、16,000枚」を「、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数」に改める。

第8条中「16,000枚以内」を「、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内」に改め、「得た金額」の次に「(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

2 改正後の大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。